

○大府市子ども未来応援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「子育て応援都市おおぶ」として、妊娠から出産までの切れ目ない支援を継続的に実施するとともに、出産及び子育てに要する費用を支援するため、予算の範囲内において支給する大府市子ども未来応援金（以下「応援金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 伴走型相談支援 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的事業実施要綱（子発1226第1号令和4年12月26日別紙。以下「国要綱」という。）別添1に定める伴走型相談支援をいう。
- (2) 出産応援ギフト 国要綱別添2に定める出産応援ギフトをいう。
- (3) 子育て応援ギフト 国要綱別添2に定める子育て応援ギフトをいう。
- (4) 出産応援金 本市が支給する出産応援ギフトをいう。
- (5) 子育て応援金 本市が支給する子育て応援ギフト及び出産時に本市独自に支給する応援金をいう。

(応援金の種類及び額)

第3条 応援金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 出産応援金 妊娠1回当たり5万円
- (2) 子育て応援金 子ども1人当たり10万円

(支給対象者)

第4条 応援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する者とする。

- (1) 出産応援金 次のいずれにも該当する者
 - ア 令和5年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受けた妊婦
 - イ 本市において伴走型相談支援のうち妊娠の届出時の面談等（以下「届出時面談」という。）を受けたこと（市長が認める場合を除く。）。ウ 届出時面談時から応援金の支給申請時まで、引き続き本市の住民基本台帳に登録されていること（市長が認める場合を除く。）。エ 当該妊娠について、他の自治体から出産応援ギフトの支給を受けていないこと。
- (2) 子育て応援金 次のいずれにも該当する者
 - ア 令和5年4月2日以降に出生した子ども（以下「支給対象児」という。）を養育する者であること。
 - イ 次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 小規模住居型児童養育事業を行う者
 - (イ) 障害児入所施設等の設置者
 - (ウ) 法人

ウ 本市において伴走型相談支援のうち出生後の面談等（以下「出生後面談」という。）を受けたこと（市長が認める場合を除く。）。

エ 出生後面談時から応援金の支給申請時まで、引き続き本市の住民基本台帳に登録されていること（市長が認める場合を除く。）。

オ 当該支給対象児について、他の自治体から子育て応援ギフトの支給を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する要件に該当する者に準じるものと認めるものを支給対象者とするができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、支給対象者が死亡した場合にあってはその相続人を、支給対象者に応援金を支給することが困難であると市長が認める場合にあっては支給対象者と同居し、又は生計を同じくする者を支給対象者とするができる。

（支給申請）

第5条 応援金の支給を受けようとする者は、出産応援金にあっては大府市こども未来出産応援金支給申請書兼請求書（第1号様式）に、子育て応援金にあっては大府市こども未来子育て応援金支給申請書兼請求書（第2号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の期間（以下「申請期間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 出産応援金 届出時面談の日以降の妊娠期間

(2) 子育て応援金 出生後面談の日から生後4月に達する日まで

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により申請期間に申請ができない場合は、当該事情の解消後3月以内に申請することができる。ただし、子育て応援金については、支給対象児が3歳に達する日以降の申請はできないものとする。

（支給決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、応援金の支給が適当であると認めたときは、大府市こども未来応援金支給決定通知書（第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（支給等）

第7条 市長は、前条の規定により応援金の支給の決定を受けた者に対し、応援金を支給するものとする。

2 応援金の支給は、出産応援金にあっては妊娠1回当たり1回を、子育て応援金にあっては支給対象児1人当たり1回を限度とする。

（決定の取消し）

第8条 市長は、応援金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該応援金の支給の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により応援金の支給を受けたとき。

(2) 当該支給決定に係るものと同じの妊娠又は支給対象児について、他の自治体から出産応援ギフト又は子育て応援ギフトの支給がされたとき。

(3) その他市長が適当でないとしたとき。

（応援金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により応援金の支給の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該応援金の支給の決定を取り消された者に対し、応援金の額の全部又は一部に相当する額を返還させるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年4月1日から令和5年4月1日までに出生した場合及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までに母子健康手帳の交付を受けた場合における応援金の支給については、なお従前の例による。

3 出生予定日が令和5年4月1日以前で、かつ、令和5年4月2日以降に出生した場合の支給申請者は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、改正前の第3号様式により応援金の支給を申請することができる。この場合における申請期間については、市長が別に定める。